

川崎町 産後ケア事業

利用できる方

町内在住の産後12か月未満の産婦とその乳児
 (在胎37週未満の早産児の場合は、出産予定日より1年未満)
 産後ケア事業の利用を希望する方は、どなたでも利用できます

ケアの内容

- ・心身のケアや休息
- ・乳房ケア
- ・育児などの相談
- ・赤ちゃんの体重や発達の確認 等

事業の種類と利用回数

事業類型	利用上限
宿泊型	7回 (1泊2日=2回)
通所型	合わせて 14回
訪問型	

出産後のママと赤ちゃんのためのサポートです。県内の産後ケア実施施設で、産後の体調管理や育児のサポートを受けることができます。どうぞお気軽にご相談ください。



送迎や上のお子さんと一緒に利用できる場合がありますので、施設にご確認ください。

利用の流れ

利用申請

- ・利用申請書にご記入のうえ、こども家庭センターに申請してください。(妊娠32週から申請することができます)
- ・申請後、利用決定まで1週間～10日程度かかります。

利用決定

- ・承認通知書と利用券が送付されます。(妊娠中に申請された場合も、出産後に送付されます)

予約と利用

- ・川崎町産後ケア利用可能施設を参照し、ご希望の施設に直接予約してください。(当日の持ち物やオプション等について、事前に施設へご確認ください)
- ・利用当日は「利用券」を忘れずにご持参ください。

※利用料の利用者負担はありません。キャンセルの場合は、予約日の前日(土日・祝・施設休診の場合はその前の平日)の10時までに施設へ直接電話してください。

お問合せ

川崎町保健福祉課・こども家庭センター

TEL 0224-84-6009 (保健師まで)

ご利用を希望される方は、初めにご相談ください